

# 住居確保給付金(家賃補助)の概要

## 1 住居確保給付金(家賃補助)とは

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

## 2 対象者(支給要件)

申請時に次の①から⑧のすべてに該当する方

①離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った、または住居を失うおそれがある者であること

②離職等の場合は、申請日において、離職等の日から2年以内であること または、やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況であること

③離職等の場合は、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと(離職等の日においては主たる生計維持者ではなかったが、その後、離婚等により、申請時においては主たる生計維持者となっている場合も含む) または、やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること

④申請を行った月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額(家賃額が家賃上限額を超える場合は家賃上限額)を合算した額「収入基準額」以下であること

世帯人数	基準額	家賃上限額	収入基準額(基準額+家賃額) ※家賃額が家賃上限額以上の場合の例
1人	81,000円	32,000円	113,000円
2人	123,000円	38,000円	161,000円
3人	157,000円	41,100円	198,100円
4人	194,000円	41,100円	235,100円
5人	232,000円	41,100円	273,100円
6人	269,000円	45,000円	314,000円

⑤申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、次の金額以下であること

世帯人数	金額	世帯人数	金額
1人	48.6万円	3人	94.2万円
2人	73.8万円	4人以上	100.0万円

⑥ハローワーク等に求職申込を行い、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと ただし、やむを得ない休業等に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると古賀市が認める場合は、申請日の属する月から起算して3カ月間に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる

⑦自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

### 3 支給方法・支給額

- ① 支給方法 原則として、古賀市から不動産仲介業者等の口座に直接振り込み
- ② 支給額 次の1、2の場合に応じ、それぞれ定める額  
(当該額が家賃上限額を超える場合は家賃上限額)
1. 世帯収入額が基準額以下の場合  
生活困窮者が賃借する住居の一月当たりの家賃の額
  2. 世帯収入額が基準額を超える場合  
「基準額」と「生活困窮者が賃借する住居の一月当たりの家賃の額」  
を合算した額から「世帯収入額」を減じて得た額

※「家賃の額」とは、賃貸借契約書に記載された実際の家賃の額のことです(管理費、駐車場代等は対象外)

### 4 支給期間

**原則3か月** 一定の要件を満たす場合には、申請により、3か月の支給期間を2回まで延長・再延長することができます。 ※最長9カ月

### 5 支給期間中の就職活動等

支給期間中は、下記の要件を満たし、誠実かつ熱心に就職活動等を行うことが必要です。就職活動等を怠った場合、支給が中止されます。

#### 【公共職業安定所等での就職活動を行う支給決定者の場合】

- ①月2回以上、公共職業安定所等での職業相談等を受けること
- ②月4回以上、自立相談支援機関(福祉課福祉相談係 生活再生支援担当)の支援員による面接等の支援を受けること
- ③原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けること

#### 【自立に向けた活動を行う支給決定者(自営業者)の場合】

- ①原則月1回以上、経営相談先の経営相談を受けること
- ②月4回以上、自立相談支援機関(福祉課福祉相談係 生活再生支援担当)の支援員による面接等の支援を受けること
- ③経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づいた取組みを行うこと

### 6 その他

○住居確保給付金の申請書が提出されてから1か月以内に必要書類が揃わない場合、申請が却下となる場合がありますので、ご注意ください。

○住居確保に必要な敷金や当面の生活費等が必要な方は、別途、社会福祉協議会が実施する貸付制度等を利用できる場合がありますが、住居確保給付金とは利用するための要件が異なりますので、ご注意ください。

○住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請など不適正受給に該当することが判明した場合、以後の給付の支給を中止するとともに、既に支給した給付の全額または一部について、受給者または受給者であった者から徴収することになります。

### 7 相談・申請先

古賀市役所福祉課(サンコスモ古賀) 福祉相談係 生活再生支援担当  
〒811-3116 古賀市庄205番地 (受付時間 9時~16時)  
電話: 092-942-1156 ※土日祝日、年末年始を除く  
FAX: 092-942-1154